

調査報告書

2022年3月



誰のリスクか？

武器貿易条約締約国のジェンダーに基づく暴力条項の
実施について理解する

アン=セヴリン・ファブレ、ジャン・ゲーゼンダナー、ポール・ホルトム、
エミリア・ダンゲル



クレジットと 貢献者

編集者:

エミリア・ダンゲル

プロダクション・コーディネーター:

オリビア・デノビル

コミュニケーション・コーディネーター:

リオネル・コジルニク

事実確認者:

ミラ・フェイ、リオネル・コジルニク

コピーエディター:

アレックス・ポッター

ブルーフリーダー:

ステファニー・ウィットソン

デザイン・レイアウト:

リック・ジョーンズ

印刷:

nbmedia (スイス・ジュネーブ)

日本語訳: 今井一咲子

初回発行日: 2022年3月

日本語版発行日: 2025年3月

表紙写真

故郷の紛争地域から避難したティグレ人レイブ被害者
(東スーダンのエチオピアとの国境付近にて2021年
3月20日撮影)

出典: ナリマン・エルモフティ / AP

著者紹介

アン＝セヴリン・ファブレ: スモール・アームズ・サーベイ (SAS) の准研究員。主な研究分野は武器を伴う暴力と武器密売。SAS入職前はスイスの刑務所にて入所者の処分管理にかかわる。ローザンヌ大学犯罪学・安全保障法学修士、ジュネーブ大学国際関係学学士取得。

ジャン・ギーゼンダナー: スモール・アームズ・サーベイのプロジェクトオフィサー。北朝鮮に対する武器禁輸の実施と執行強化プロジェクトのコーディネーターを担当。SAS入職前は国連コンゴ民主共和国安定化ミッションのDDR/RR (武装解除・動員解除・社会復帰／帰還・再定住) オペレーションオフィサーを務めた。ジュネーブ人権・国際人道法アカデミー法学修士および英国ブラッドフォード大学紛争・安全保障・開発学修士号取得。

ポール・ホルトム: 国連軍縮研究所の通常兵器と弾薬プログラム長。2017～21年までスモール・アームズ・サーベイの上級研究員として在籍し、2020～21年は政策・能力支援ユニット長を務める。2009～13年までストックホルム国際平和研究所の武器移転プログラムディレクターを務めたほか、2013年、2016年、2019年には国連通常兵器登録制度に登録している政府の専門家集団のアドバイザーとしても活動。主な研究分野は通常兵器管理ツール、武器移転管理、武器・弾薬の管理、国連武器禁輸、武器の流用と非合法取引、透明性、信頼醸成メカニズム等。

エミリア・ダンゲル はスモール・アームズ・サーベイのコミュニケーション・コーディネーター兼主任編集者として、同団体のすべての刊行物を統括し、発行物の品質管理を担当。国連開発計画の西バルカン諸国での任務を含め、2014年より武器管理に関わる。ルンド大学で政治学と中国語の2つの学士号を取得し、キングス・カレッジ・ロンドン紛争学部で紛争・安全保障・開発学修士取得。

謝辞

武器貿易条約第7条4項の実施状況について、重要情報保持者へのインタビューに応じてくださった同条約締約国の担当者、ならびに非公式の情報交換にご参加くださったNGOに感謝申し上げます。また、本調査研究の査読を担当してくださったルイーゼ・デ・マルティーノ、ダニエル・デ・トーレス、カラム・ワトソン、シンディ・エ布斯、そしてオリビア・デノビルが卓越した手腕で率いるスモール・アームズ・サーベイの制作チームには徹底した品質管理をしてくださった、リオネル・コジルニク、アレックス・ポッター、リック・ジョーンズ、ステファニー・ウィットソン、そして前稿のコピーエディターを務めてくださったアンソニー・モーランドにも感謝申し上げます。

本調査報告書は、また、前稿に貴重なご意見もくださったスイス政府のおかげで完成させることができました。

本翻訳版はカナダの資金提供による「インド太平洋地域における武器貿易条約の普遍化と遵守の課題を理解する」プロジェクトの枠内で作成されました。

 Schweizerische Eidgenossenschaft
Confédération suisse
Confederazione Svizzera
Confederaziun svizra



概要

武器貿易条約(ATT)は締約国が通常兵器を輸出する際、それらがジェンダーに基づく重大な暴力行為(GBV)に利用されるリスクを評価した上で武器・弾薬・部品・構成品の輸出を許可することを義務付けている(UNGA, 2013, art. 7(4))。本調査報告書では、評価において考慮すべき点や課題、各国の実施事例と教訓を紹介する。本調査報告書はATTのGBV関連条項を紐解き、実施にあたって指針となる各種資料を検討し、締約国での実施事例を紹介し、まとめとしていくつか政策について見解を述べる。

主な調査結果

- 本調査報告書の仕上げ段階にある現時点で、通常兵器が重大なGBV行為に利用される、またはこれを助長する懸念があるという理由で輸出を拒否したことを明らかにしているATT締約国はまだない。実際、本調査で調べた締約国のほとんどは、より明確な形で第7条4項の義務を果たすことにも関心を示したものの、現状では武器貿易条約第7条4項を第7条1項に列記された行為に含むと解釈している。
- GBVに関する既存の推奨される証拠は多くの場合散在しており、標準化もされていないため、輸出許可者が輸出された通常兵器が重大なGBV行為やその助長に使われるかどうかを特に判断するために必要な情報が得られることは稀である。
- GBVは現在単独のリスク評価ツールで評価されているわけではないが、それでも、利害関係者が武器取引のコンテキストで問題をより明確に定義し、ジェンダーに基づく重大な事件の詳細な現場報告を促し、ATTを使って各国のベストプラクティスの情報を交換すれば、武器貿易条約はGBV対策の一助となるだろう。

はじめに

ATTは通常兵器の国際移転を規制する初めての法的拘束力を持った合意であるだけでなく、初めて直接「国際武器取引とジェンダーに基づく暴力の関連性を認めた」条約でもある(WILPF, 2013, p. 1)。締約国が武器、弾薬、部品、構成品の輸出を許可する前に第7条4項は以下のことを義務付けている。

「(輸出される)通常兵器(…)がジェンダーに基づく重大な暴力行為又は女性及び児童に対する重大な暴力行為を行い、又は助長するために使用されるリスクを考慮する。」(UNGA, 2013, art. 7(4))¹

ATT締約国は、GBV条項も併せて第7条を実施し、武器の受領国のGBVや女性や児童に対する暴力の記録確認を含めたリスク評価を通じて、武器の輸出がATTの条項に違反することがないかどうか確認しなければならない。こうした評価を行う輸出許可者は、リソースが限られる中で業務を行っていたり、明確なガイドラインがなかったり、標準化され細分化されたデータ等、

コラム 1 CSP5におけるGBV関連の主な決定事項

2019年8月に開催されたATT第5回締約国会議(CSP5)は、ジェンダーとGBVの問題に焦点を当て、第7条4項の実施を支援し、より幅広くGBVに対応するために、下記の内容を含むいくつかの意思決定を行った。

- ATTの枠組みの中でジェンダー由来の武力を伴う暴力について利害関係者らの理解を向上させるため、調査研究の支援を呼びかけた
- 研修ガイドの作成も視野に、第7条4項を効果的に実施するための各国の解釈や実践の例の共有を推奨した
- リスク評価を行う際の参考資料一覧を更新し、ATTの枠組みの中でGBVや女性や児童に対する暴力についてNGOが作成した資料や、国連と赤十字国際委員会(ICRC)が紛争下における性暴力について記した資料を追加した(ATT Secretariat, 2019a, pp. 4, 50-51; 2019b, para. 22)

判断基準となる十分な証拠を入手できなかつたりすることが多い (WILPF, 2016, p. 54; Stimson Center and IHRC, 2021, p. 6)。

CSP5からこうしたギャップ(コラム1参照)を埋める努力が推奨されていることから、本調査報告書は、輸出許可者の業務に焦点を当てながら、ATT締約国の第7条4項の実施について、利害関係者の理解を向上させることを目的としている。

本報告書はまずATTにおけるGBVの背景を整理し、市民社会が作成した実施手引書を提示し、条約の効果的な実施のための作業部会(WGETI)が推奨する一般公開されている資料を紹介する。これらの情報を活用し、推奨された資料の中から、本報告書はATTに関連性のあるGBVの事例を見つけ出し、輸出許可者の業務にどれだけ役立つかを検証する。最後から2番目の節では、ATT締約国のGBV関連条項の実施についてその課題として一般公開されている報告の分析と、締約国10か国の重要情報保持者へのインタビューから得られた結果を提示する。最後に、本調査報告書は、これらの結果を今後GBVへの取り組みにどう活かしていけるかを考察する。

本調査報告書で取った焦点を絞ったアプローチでは、その対象をATTの枠組みにおけるGBV(およびGBVの一形態としての女性に対する暴力)に限定している。つまり、加害者が通常兵器を使って行うか、通常兵器によって助長されるGBVが対象である(下記「重大なGBV行為を「行う」と「助長する」について理解する」の項を参照)。児童に対する暴力の問題に関連する手引書、情報源、実施例は分析していない。女性を児童と同等に扱うならば、女性が弱く、無力で、主体性がないという印象を与え、また、女性・児童双方に対する暴力のより良い理解を妨げると考えるからである(Acheson and Gandenberge, 2015, p. 6)。児童に対する暴力はそれ自体が別の研究分野であり、別の法的枠組みの中に位置付けられていることから、別の調査が必要である。

同様に、本調査報告書は、女性差別撤廃条約などATT締約国が他の条約の下でGBV関連の法的義務を負っている場合もあることを認識しているものの(UNGA, 1979)、ここでは輸出許可者がATTの枠組みの中で、特にどのように輸出許可に関する意思決定を行い、業務に当たればよいかという点に焦点を当てている。

ATTのコンテキストにおけるGBVを理解する

国は、国際条約の条項を分析し、実務者が業務を行えるよう枠組みを制定するためにその条項を国内の慣行に適用する。この過程は、ATTにおいては、武器輸出許可者が輸出のリスク評価を行うための指針を定めることである。本節では、ATTのGBV条項の主要要素を見直す。

ATTのGBV関連条項

GBVは、輸出の評価に適用されることから、ATT第7条4項に明記されているだけでなく、第6条の条禁止、第11条の流用、においても示唆されている。

締約国は、重大なGBVが第6条3項に列記された犯罪に相当するか、その一因となり²、その締約国が義務を負う「国際合意に定める他の戦争犯罪」の「実行」に使用されるであろうことを「許可を与えようとする時において知っている場合」、通常兵器、弾薬、部品、構成品の移転を許可してはならない。第6条3項を理由に輸出、通過、仲介を許可しない場合には非常に高い証拠基準が設定されており、最も悪質な犯罪状況にのみ適用される(Clapham et al., 2016, para. 7.38)。

第7条1項(b)は、輸出される品が、より広い範囲の国際人道法(IHL)および国際人権法(IHRL)の重大な違反を犯し、又はこれを助長することに利用される可能性を評価することを、締約国に義務付けている。ただし、これは輸出の許可の際に限定され、通過や仲介の許可の際には適用されないことには、注意が必要である(Clapham et al., 2016, para. 7.38)。第7条3項は、さらに、第7条1項に列挙されているいずれかの否定的な結果を生ずる著しいリスクが存在すると認める場合には、「当該輸出を許可してはならない」と規定している(UNGA, 2013, art. 7(3))。

第7条4項がATTの中でGBVを主に扱った条項である。この条項は、輸出のリスク評価を行う締約国が、輸出する物品が「ジェンダーに基づく重大な暴力行為又は女性及び児童に対する重大な暴力行為を行い、又は助長するために」使用されるリスク(UNGA, 2013, art. 7(4))、特に第7条1項(b)に列記された違反行為のために使用される危険性を考慮すること³を義務付けている。この条項は、第6条3項よりも範囲が広いと感じられるかもしれないが、締約国にGBV関連リスクを「考慮する」ことを要求するにとどまり、こ

うした危険性を把握した場合に第7条3項のように「輸出を許可してはならない」とまでは定めていない。

ATT第11条で定められている流用のリスク評価義務においても、GBVを含め第7条に挙げられたリスクが潜む可能性について考慮すべきである、という主張もある(Clapham et al., 2016, para. 7.07)。

ATT第7条4項の適用にかかわる主な用語と概念

本節では、GBVの概念と第7章4項の実施にかかわる法律用語を解釈しようとする試みを簡単に紹介する。これらの概念や用語は本調査報告の主題ではないため、ここではその後の節で議論する課題にのみ触れることとする。

ATTのコンテキストにおけるGBVを理解する

ATTのコンテキストにおいてGBVが何を意味するのか、を理解するのが難しい最大の理由は、GBVについて国際的に採択又は共有された法的定義がなく(Vestner, 2019, pp. 5-6)、「ジェンダー」という文言の普遍的な定義さえ存在しないからである。

機関間常設委員会(IASC)⁴はGBVを「社会的に男女に帰せられる理由(性差)で本人の意志に反して加えられる有害な行為全般を指す用語」と定義している(IASC, 2015, p. 5)。このジェンダーの概念は、例えば「ジェンダー」を「社会における2つの性、男性と女性」と定義するローマ規定とも一致する(ICC, 2011, art. 7(3))。さらに、IASCによるGBVの包括的な定義は、レイプ、性的暴行(紛争下での性暴力を含む)、親密なパートナーによる暴力や家庭内暴力、強制結婚や児童婚、女性器切除、性的人身売買、女性嫌悪殺人を含む殺人など、GBVの定義に含まれ得る幅広い形態の暴力行為を認識するものである(WHO, 2012参照)。女子差別撤廃委員会(CEDAW)の一般勧告第19号は、ジェンダーに基づく暴力は女性に対するものと定義するが(CEDAW Committee, 1992, art. 1ff)、「暴力」の定義は広く、生命の権利、平等な保護に対する権利、身体的自由及び安全に対する権利、家庭における平等に対する権利、到達可能な最高水準の身体的及び精神的健康に対する権利、公正な労働条件に対する権利を含む権利の女性による享受を書し、又は無効にする差別であるとみなしている(CEDAW Committee, 1992, art. 7)。

上述の定義はジェンダーを二項概念(男性と女性)で捉えているが、より広い概念を提唱する団体もある。例えば婦人国際平和自由連盟(WILPF)のプログラムの一つであるリーチング・クリティカル・ウィルはGBVを次のように定義している。

「被害者の性別、あるいは社会における性的役割に基づき、ジェンダーアイデンティティ(女性、男性、インターセックス、トランスセクシュアル、又はトランジェンダー)と関連して行われる暴力」(Acheson and Gandenberge, 2015, p. 5)

この著者らはさらに、暴力には4種類、つまり、性的暴力、身体的暴力、心理的・精神的暴力、社会経済的暴力があるとする。

他の定義ではジェンダーに基づく暴力の背景にある不平等な力関係に特に着目するものや、GBVの例とされる行為には必然的に強制を伴うことを強調しているものもある(UNHCR, 2011, p. 6)。ICRCは次のように記している。

「GBVが他の形態の暴力と異なるのは必ずしも行為自体の種類ではなく(…)、その暴力行為が『ジェンダー特有的』、すなわち個人の性別及び/又は社会的に構築されたジェンダーの役割に起因して個人に対して行われる点にある」(ICRC, 2019, p. 4)

国連人権高等弁務官が2011年に人権理事会に提出した報告書は、こう記している。

「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー(LGBT)の人を含むすべての人々に、生命および人の安全の権利に関するものを含め、国際人権法による保護を享受する権利がある」(UNHCHR, 2011, para. 5)。

「重大な」GBV行為とは何かを理解する

リスク評価をする上で、国は「重大な」GBV行為という点に留意しなければならない。該当する行為はATT第7条1項に挙げられているような「重大な」国際人道法又は国際人権法違反、国際組織犯罪、或いはテロ行為に相当するものでなければならない(Clapham et al., 2016, para. 7.99)。

国際人道法は、その「重大な」違反

とは、交戦国又は交戦団体の正当性には関係なく、国際的又は非国際的な武力紛争、場合によっては占領の状況下において発生する行為であると定義している(ICRC, 2012; n.d., art. 2; Sassòli, 2007)。紛争中又は紛争後は性的暴力が広く行われていることから、こうした重大な国際人道法違反を「性的暴力とジェンダーに基づく暴力」と呼ぶ方が良いとする団体もあり(UNHCR, 2011)。性的暴力はGBVの一種であると一般的に理解されている(IASC, 2015, p. 322)。したがって、GBVについてある程度具体的に理解しておくことは、ATTの第6条3項ならびに第7条1項の実施に役立つ。

一方で、国際人道法に比べ、特に紛争時以外を含め、より広い状況下においてすべての人々を保護する法である国際人権法の「重大な」違反は、そこまで明確に定義されていない(Clapham et al., 2016, para. 7.50)。GBVの概念について、締約国間で解釈が異なり、その理解に相違がある可能性はあるものの、ATTが締約国に課すリスク評価を行う義務はゆるぎなく、GBVの解釈や理解の相違に影響されない(ICRC, 2019, p. 2; Vestner, 2019, pp. 5-6)。

重大なGBV行為を「行う」と「助長する」について理解する

「行う」は概念としてかなり単純であるものの、「助長する」の意味し得るところは、より曖昧である。武器を使用して重大なGBV行為を「助長」するとは、実際の違反行為から一歩または二歩以上手前である可能性があり、リスク評価を行う際には、より広い範囲で武器の輸出を許可すべきではないような行為の可能性を考慮しなければならないことを意味する(Clapham et al., 2016, para. 7.35)。ATT第1条⁵にある、この条約の目的と趣旨がこの広い解釈を支持すると言われている(Control Arms Secretariat and IHRC, 2019, p. 6)。

重大なGBV行為について、「助長」は、「実際に引き起こされた被害には微々たる影響しか与えなかったとしても」、違法行為には著しく寄与している必要がある(Clapham et al., 2016, para. 7.37)。「助長」と言える状況としては、通常兵器を使ってその後処刑するために人々を集合させたり、恣意的に拘留した人々を見張ったり、一般的な拘留の状況が含まれる。そうした状況下では性的暴力が行われることが非常に多い。(Clapham et al., 2016, para. 7.35)。その他の状況でも、加害者が通常兵器を手にすることで暴力

が増長したり、加害者が大胆になったり、被害者をさらに委縮させたりすることがある(Control Arms Secretariat, 2019, p. 6)。このため、場合によっては武器は主要な行為の「付随的要因にすぎず、実際の被害にはほとんどあるいは全く影響を与えていないということもあり得る」(Clapham et al., 2016, para. 7.36)。

「著しいリスク」の概念を理解する

「著しいリスク」の概念とその法的解釈は、ATT第7条でよく「論じられ、物議をかます」点である(Clapham et al., 2016, para. 7.17)。その正確な意味は、自明でもなければ、国際法の中で確立されている概念でもない(Clapham et al., 2016, para. 7.91)。この概念に関する論争は、主に「武器の移転に伴い期待される肯定的な結果が(…)国際人道法、国際人権法の重大な違反や特定のテロ行為などに悪用される可能性を上回る可能性がある」という事実を端を発する(Clapham et al., 2016, para. 7.93)。赤十字国際委員会(ICRC)は、著しいリスクを、「明確な」あるいは「実質的な」リスクと解釈することは、人の苦しみを軽減するという条約の目的と趣旨に合っていると述べている(ICRC, 2017, p. 36)。

ベスナーの研究では、対象とした58の締約国のうち35か国が第7条のリスク評価の一貫として軽減措置を考慮していることが分かった(Vestner, 2019, note 31)。これは「著しいリスク」の3つ目の解釈として注目されている。つまり、第7条2項⁶の下で軽減できないようなリスクは、第7条1項に該当するリスクとなるということである(Control Arms Secretariat and IHRC, 2019, p. 10)。市民団体(CSO)とICRCの双方が、そのようなリスク軽減措置の例を挙げて指針を出しているが、条約自体には、そのようなリスク軽減措置を定義づける特徴は明記されていない(ICRC, 2017, p. 38)。

実施要領を見直す

前節で述べたように、ATTのコンテキストにおけるGBVを理解するのは容易ではない。それでも締約国がGBV関連のリスク評価ができるように、本節では、情報源や指針となる文書など、輸出許可者が活用できるリソースを紹介する。

市民社会が作成した実施要領を調査する

コントロール・アームズ、ハーバード大学法科大学院国際人権クリニック（IHRC）、スティムソン・センター、WILPFをはじめとする複数の団体が、重大なGBV行為の一覧、関連リスクを評価する指標、リスク評価手法の構築に使い得る情報源など、ATT第7条4項の実施要領を発行している。

WILPFの実施要領には、ジェンダーに配慮したリスク評価を行うための詳細な質問集が含まれる。輸入国における重大なGBV事件への対応、GBVから個人を保護するために国際的な基準を国内法に取り込んでいるかどうか、治安部隊に対する研修と全体的なアカウンタビリティと、武器の使用が国際人道法や国際人権法に即していることを保証する国家の能力を評価することを念頭に作られた質問集である(WILPF, 2013, p. 3; 2016, p. 7)。コントロール・アームズは、第7条4項のGBV条項を実施するための、効果的なリスク評価の四段階手法を構築した(図1参照)。これには、第7条1項に挙げられたリスクの軽減措置の考慮も含まれている (Control Arms Secretariat, 2018, p. 5)。同様に、スティムソン・センターとIHRCも、輸出許可者がリスク評価を行う際に「情報源」に尋ねるべき質問と、その回答をどう活用すべきかをまとめている。「情報源」は輸出許可者自身の国の政府関係者(例えば特定国の担当者や大使館職員)、あるいは政府間組織の職員、同盟国政府の職員である場合も

ある) (Stimson Center and IHRC, 2021, p. 3)。⁷

さらに、市民団体はGBVのリスク評価の実施に関するワークショップや研修も行ってきた。コントロール・アームズとスティムソン・センターはそれぞれ、輸出担当者向けのそのような研修を、東欧で2019年と2021年に開催している(Control Arms, 2019; Stimson Center, n.d.)。また、コントロール・アームズとWILPFがCSP5で発表した資料は、重要で深刻なGBV行為を幅広く取り上げている。しかし、それらの行為の中には、締約国によっては「重大な」国際人道法・国際人権法違反とは国内で解釈していないものもあった。その上、輸出管理局がコントロール・アームズやWILPFが挙げたような行為に対するリスクを判断できるような証拠は、あまりないかもしれない(Fabre, Giezendanner, and Holtom, 2021)。

加えて、NGOは輸入国のGBVに関する統計の全般的な確認に力を入れがちであるが、締約国は、輸出許可を判断する上で個別のGBV事件を調べ、その行為の重大さ、加害者、使用された武器を確認することの重要性をしばしば強調している。本調査で聞き取りを行った締約国によれば、この2つの手法を組み合わせたことが一般的であるようだ。国家レベルのデータの傾向やパターンは、特定の国に武器を輸出した場合に想定されるリスクの種類を全体像を把握するのに役立つ。同時に、個別の事件を検証し、リスク評価基準に照らして最終使用者の記録や輸出予定の武器の種類を精査することで、武器を移転した場合の具体的な

リスクを特定できる。NGOの実施要領は国家レベルの評価に焦点を当てていることが多く、事件ベースの手法には合わない。このため、本調査は、輸出管理リスク評価の中でも個別の事件の方に焦点を当てることとする。

条約の効果的な実施についての作業部会の実施要領を適用する

ATTの効果的な条約の実施についての作業部会(WGETI)も、輸出許可者がリスク評価を行う際には、各種の非公開及び一般公開資料を用いることを推奨している。WGETIが推奨している非公開資料の例は、政府機関、大使館、外国政府の報告書等である。推奨している一般公開資料には、国連やNGOのリソースや資料、例えば国連機関、ミッション、または専門家パネルがまとめた武器禁輸関連の資料で、特にGBVに関係し、武器関連や人権関連の題材を含むもの、その他各種情報源からの情報などがある⁸ (ATT Secretariat, 2019a, Annex B, pp. 48-51)。

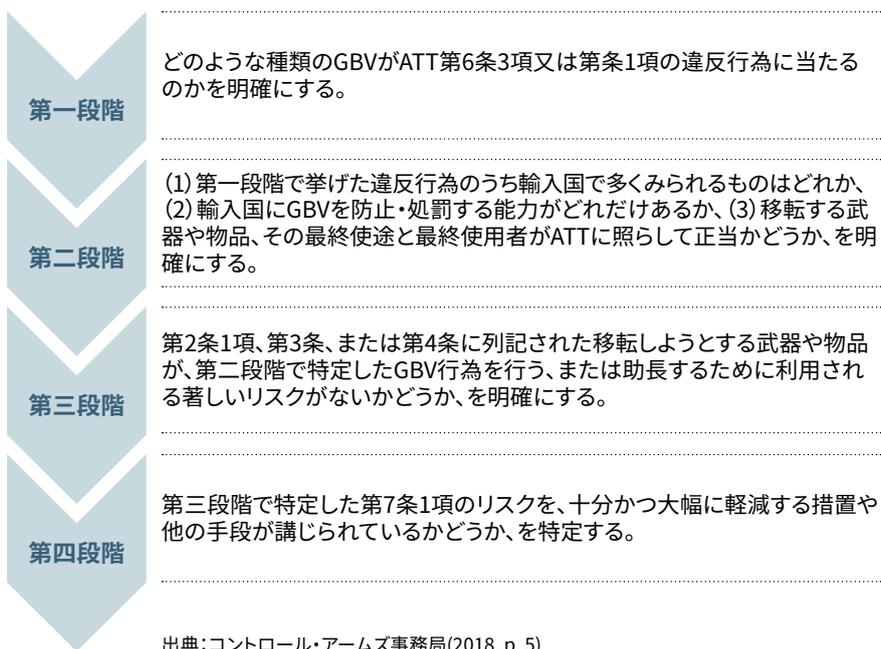
本項では、WGETIの推奨する指針や資料が、申請されている武器を使ってGBVが行われるか助長されるリスクを輸出許可者が判断できるだけの、通常兵器の絡むGBVのパターンの例を十分に網羅しているかどうかを検討する。そのために、著者らは紛争の影響下にある国と、紛争はないが殺人の多い国を選定した。そして、上述の定義や指針を、地元メディアの報道を含む、WGETIが推奨する資料の中で入手可能で関連するすべての一般公開資料に当てはめてみた。上述した通り、本調査は個別の事件に焦点を当てており、著者らは、輸出許可者の立場で物事を見るために、推奨された情報限の資料を精査して、以下3つの条件を満たす事件を特定しようとした。

1. 重大なGBV行為であること
2. 加害者が特定できた事件であること
3. 行為又はその助長に使われた物の種類が特定できた事件であること

この過程により、許可者が第7条4項の要件を実施するために関連する情報を得られる情報源を見直せただけでなく、推奨された豊富な資料にもかかわらず、3つの条件をすべて満たす事件を見つけるのが困難であることも浮き彫りになった。

本調査で調べた国連の資料のほとんどは、3つの条件をすべて特定できるような情報を載せていなかった。中

図1 コントロール・アームズによる第7条4項の実施のための四段階手法



には重大なGBV行為に関する記述と、重大なGBV行為の明確なパターンに対して国家レベルで取られた措置について書かれたものはあるが(コラム2参照)、これらの行為を行うか助長するために使われた通常兵器について十分な情報まで提供している資料は、ほとんどなかった。例えば、女子差別撤廃委員会(CEDAW)の定期報告書の中には、ATTに関連するGBVについて最終見解を出しているものもあるが、これらはたいてい輸出国がより厳しく調べるべきであるといった一般的な勧告の形を取ることが多く、GBVを行うか助長するために使われた武器について、事件の個別具体的な情報までは提供していない。⁹

輸出許可者がリスク評価を行う際には時間と予算の制約があり¹⁰、輸出した通常兵器が重大なGBV行為を行う、または助長するために使われるリスクを示す信頼できる証拠を探すために、必ずしも複数の散在する国連文書を確認できるわけではない。このため、国連女性機関の女性に対する暴力のグローバルデータベースのようなデータベースは、輸出された武器が重大なGBV事件に使われるリスクがあるかどうかを評価するための信頼性の高い証拠をワンストップで探せる便利な情報源となり得る。このデータベースには、GBVに関する国連の文書が集められているからだ(UN Women, 2016)。ただし、このデータベースは2016年から更新されていないようである。国連女性機関の、女性と女兒に対する暴力撲滅のためのバーチャルナレッジセン

ターは、証拠に基づくプログラムの実践のために利用することを意図したものであるが、ATTのGBVリスク評価のために効果的に使うには、情報が不足している(UN Women, n.d.)。

本調査で調べたNGOの報告書もまた、輸出された武器が重大なGBV行為を行ったりそれを助長したりするために使われるリスクがあるかどうか、事件ベースで判断するには不十分である。例えば、WILPFは「人権やジェンダーに基づく暴力に関する報告は、それに関わる武器に注目できていないことが多く、情報が集約されたレポジトリがない」としており、各団体に「武器、武装勢力とGBVの関係性」に着目するよう呼びかけている(WILPF, 2016, p. 54)。

しかしながら、アムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)などの国際NGOや、地元のNGOは、GBVを含む特定の人権蹂躪について、上述した3つの条件(GBVの行為、加害者、使用された武器)を含む情報を提供することができるし、実際提供している(HRW, 2017参照)。この種の証拠は被害者の証言に依存するところが大きく、輸出許可者には貴重な情報となり得るが、これにも限界がある。国際NGOによるモニタリングと報告からGBVの観点が一般的に欠如している状況を改善するため、2020年初頭にWILPFがジェンダーと武装解除データベースを立ち上げ、ATTに関連するGBVを含むトピックについての一般公開情報(国連文書、NGO報告書、ポリシーブリーフ、メディア報告書等)を広く集めている(WILPF, 2020)。

WGNETIの推奨する、もう一つの、より一般的な情報源であるが、本調査では、国内メディアの情報が、紛争下にない場合の重大なGBV行為について、豊富な情報源になり得ることが明らかになった。これは、インターネットでもアクセスができ、そうでなくても現地の大使館から入手することができる。国内メディアの強みは、最新情報にアクセスできることである。国内メディアの情報は、輸出許可者がリスク評価を行う際に最初に確認する情報源となり得る。ただし、国内メディアの情報に頼る場合には、申請が却下された場合に不服申し立ての訴訟を起こす企業がこれらの情報源の信ぴょう性や信頼性を争ってくる可能性があるため、注意が必要である。このため、本調査では、国内メディアから得られた事例は、表1の例に入れていない。

GBVとデータの課題

暴力行為を理解し、モニタリングし、対処するためにはデータが重要であるが、GBVは報告されないことが多く、記録も散発的であり、結果、データにギャップがある(WILPF, 2016, p. 12; Serrano, 2019, p. 30)。司法アクセスの欠如、ジェンダー不平等、不名誉、偏見を持った法執行者、報復の恐れ、二次被害などの理由により、被害者は自身の受けたGBV被害を報告することが少ない(HRW, 2017; Serrano, 2019; Jamaica, 2020)。このため、重大なGBV行為、またはその助長について、加害者と使われた武器別に整理されたデータを見つけるのが困難なのも当然である。

CSP5は締約国に「ATTの枠組みの中で、武力を伴う暴力に対するジェンダー由来の影響について理解を向上させる研究の支援を」とし、「武器を用いた暴力や紛争の被害者に関するジェンダー別データを」収集し、公開することを推奨している(ATT Secretariat, 2019b, pp. 5-6)(コラム1参照)。例えば、スペインの家庭内暴力・ジェンダーに基づく暴力監視団、ジャマイカの犯罪監視団、アルゼンチンの女性嫌悪殺人全国登録制度などは、重要な取り組みと言える(Jamaica, 2020, para. 44; Argentina, n.d.; Spanish General Council of the Judiciary, n.d.)。しかし、通常兵器を使った重大なGBV行為又はその助長(特に後者)の事件を系統的に収集し、標準化されたデータとして提供するには、まだまだ努力が必要である。通常兵器の使用も含む様々な形態の致命的な暴力¹¹については性別ごとのデータ収集の状況は改善して

コラム2 GBVに対する締約国の対応

上述した通り、輸出許可者のリスク評価業務には、通常兵器がGBVの実行または助長に使われるリスクの軽減措置を考慮することも含まれることがある。このため、締約国が重大なGBV行為のパターンを防止したりそれに対応したりするために講じている措置は、輸出許可者には有益な情報となり得る。警察官、軍人、その他武装した治安部隊によるGBVに対処するために国家が講じている措置には、以下が含まれる。

- 国の法律を改正してGBV犯罪を盛り込み、適正な処罰が下せるようにする
- 警察官、軍人、治安部隊の犯したGBVに対処する戦略を立案し、適用する
- GBV事件に対処できるよう、軍人や刑事司法関係者に研修を行う
- GBV対策に取り組み、GBV犯罪を起訴する政府機関、組織、又はオンブズパーソンを設置する、そして、
- GBV関連情報を含む情報管理システムやデータベースを開発する(UNSC, 2018; 2019; Honduras, 2020; Jamaica, 2020参照)

同時に、これら各種の公的で組織的な仕組みは重要であるが、上述した報告書はこうした仕組みが効果的に導入・施行されているのか疑問を投げかけ、その効果をモニタリングし、評価する必要性を訴えている。

コラム3 GBVIMSの目的と限界

GBVIMSの目的:

人道分野におけるGBVに関するサービス提供者が収集するデータを統一し、GBVサービス提供者がデータを収集、蓄積、分析でき、報告されたGBV事件のデータを安全で倫理的に共有できる簡易なシステムを提供すること(GBVIMS, 2010, p. 1)

GBVIMSの4つの主なツール:

- 入力フォームと同意書(事件を報告するための入力フォームと、自分に起きた事件の情報がどのように利用され、他の組織や関係者に共有されるかを制御する、「生存者の権利を尊重する」同意書)
- GBV分類ツール(事件を分類するための世界的に標準化されたシステム)
- 事件記録(収集したGBVデータをまとめて記録・保存するエクセルのデータベース)
- 情報共有プロトコルのテンプレート(報告されたGBV事件を他の人道機関とどのように共有するかについて、規則を記したもの)(GBVIMS, n.d.b)

GBVIMSは「人権モニタリング、研究者、調査実施者にはふさわしいツールではなく」、「報告された事件の情報のみ記録されている」ため、「ある国でどれだけ実際GBVが蔓延しているか」、分かるものではない。この情報は非公開で(GBVIMS, n.d.a)、各事件において使用された武器に関する情報もない。それでも、GBV事件の情報収集手法として31か国¹²で導入されており、GBVを報告した人を保護するプロトコルがありながら、関連のデータは、人道機関のプログラム促進のため、人道機関に共有できるようになっている。GBV事件で武器が使用された証拠があれば現在のナレッジギャップを埋めることができるため、GBVIMSの仕組みを見直して、通常兵器の輸出許可者にもデータを共有することを検討する余地はあるかもしれない。

いるものの、傷害事件についてはそうともいえず、通常兵器を使った脅迫事件についてはさらに少ない。犯罪被害実態調査などの調査はそうしたデータを把握するのに役立つツールである

(Shaw, 2013; Alvazzi del Frate, Hideg, and LeBrun, 2020)。

上述した通り、各国のGBV発生率に関する統計データの収集と提示だけでは、個別の事件ベースで武器の輸出

スク調査を行う者のニーズを満たすことはできない。後者の場合は具体的な事例を精査する必要があるからだ。これには、ジェンダーに基づく暴力の情報管理システム(GBVIMS)の一環として開発された、事件報告ツール等が役に立つかもしれない(コラム 3参照)¹³。GBVIMSの事件報告フォームは、GBV事件報告の収集を標準化しようと試みたものであり、行為と加害者の種類(警察官、軍隊の構成員、民兵等)の情報も含まれるが、武器が使われた場合にその武器の種類を記入するための欄がない。その情報があれば、輸出許可者が輸出のリスク評価を行う際に、系統的に明確にGBVの加害者を特定できないという、現状の課題を解決するのに役立つだろう。

GBVに使用された武器を特定する

推奨される一般公開情報を使う上で問題となるのは、GBVIMSでも指摘している通り、一般公開情報では、GBVの行為やその助長にどの種類の通常兵器が使われたかが明確にされていないことである。この情報は、事件ベースのリスク評価をする上では重要な情報である。本調査報告書は、推奨される一般公開情報を見直す中で、ATTの対象外となる様々な武器、例えば刃物(包丁、山刀等)や鈍器(野球のバット、警棒、金槌など)が、紛争地と非紛争地の両方において、GBVの行為やその

表 1 WGETIが推奨するオープンソースに見られる、3つのパラメータを含むケーススタディの例

	GBV行為	加害者	使用された武器
国連報告書	ベネズエラで逮捕時に男性に対して行われたレイプ(2014年)	防衛・治安部隊:ボリバル国家警備隊員	ライフル(銃身)(UNGA, 2020, para. 1589)
	中央アフリカ共和国の病院における、女性、男児、女児の殺害(2017~18年)	武装勢力	銃/銃撃(UNSC, 2018, annex 8.5)
	コンゴ民主共和国における女性と女児のレイプ(2019~20年)	新生ドゥマ・コンゴ防衛、変化のための防衛、ルワンダ解放民主軍、コンゴの自由と独立のための愛国者同盟と繋がりのある武装戦闘員	不明(UNSC, 2020, p. 149) UNSC(2020, pp. 31-37) 報告書には、武装戦闘員によるレイプ行為と、この武装グループが使用する各種通常兵器の記述があるが、この報告書の中では、レイプ行為の際に加害者がこれらの兵器を保持していたかどうかは明記されておらず、使われた武器の種類が特定できるとは言えないという見方もできる。
NGO報告書	カメルーンにおける、若い女性に対するレイプ未遂と身体的暴行(2017年)	防衛・治安部隊:警察官	拳銃を用いて脅し、被害者に向け発砲(WILPF, 2019, p. 1)
	中央アフリカ共和国における、女性に対するレイプとその10歳の息子の殺害(2017年)	武装勢力隊員:セレカ・フラニ戦闘員2名	銃器(「彼の脇腹を銃撃」の記載より)(HRW, 2017, p. 66)

助長の折に使用されたことを確認したが、これらはATT関連のリスク評価で検討する必要がない。また、GBVの行為やその助長に使われた通常兵器の情報について記載がある数少ない例では、単に使われた兵器は「銃」であるとしか書かれていないこともままあり、いくつかの事件についての記載では、「拳銃」や「ライフル」などのみ記載されており、それ以上の具体的な記述がなかった(表1参照)。また、他の事件についての記載には、GBV事件の描写にある「銃声」や「発砲」などの表現から銃器が使われたことが推測されるものもあった。多くの報告書が特定の国における¹⁴ GBVと小型武器の普及率の関連性を示唆しているものの、正確に分析するには詳細な情報があまりにも少ない。

表1には、WGETIの推奨する一般公開情報を元に、紛争状態にあるか、殺人率の高い国におけるGBV事件の報告の中で、3つの条件の情報が得られた事例をいくつか挙げた。本研究チームは、そのような状況下でのGBV事件のパターンを特定するために、これらの資料を確認した。様々な形態のGBVが見られたが、身体的な暴力と性的暴力が最も多かった¹⁵。数は限られているものの、表1は、3つの条件の情報が揃った事件を見つけるのが一筋縄ではいかないことを示している。

GBVのリスクを評価するために現在実施されている輸出管理評価の例

実際に国がどのようにリスク評価を実施しているのか、より良く理解するため、本節では、国の輸出管理方法の例を見ていき、ATT第7条4項の実施と、輸出した通常兵器が武力紛争以外で重大なGBV行為、またはその助長のために使用されるのを防止するための優れた例を紹介する。

ATTの初回報告、ATTベースライン評価プロジェクト(ATT-BAP)、書面の声明に見る、現行の実施方法に関する情報

ATT締約国のGBV関連条項の実施については、CSP5における「ジェンダーとGBV」のテーマ別セッションで提出されたオランダの声明から、締約国が置かれている一般的な状況を垣間見ることができる

「オランダでは、日々の輸出許可業務の中でまだ試行錯誤している段階であり、もっと改善できるし、改善しなければならぬと考えている。今後引き続き、この件について他国から学ぶよう、優れた事例を共有していければ良いと思う(Netherlands, 2019, p. 3)。」

現行の実施方法を理解するため、本調査報告書は、締約国が一般公開しているGBV関連の情報、すなわち(第13条の定めにある)締約国が条約実施のために取った措置を記した初回報告書、ATTベースライン評価プロジェクト(ATT-BAP)¹⁶のアンケート結果、また、締約国がCSP5及びCSP6で発表した書面による声明を確認した。

ATT初回報告のテンプレートは、第7条4項の実施について明示的には情報を求めていない。質問3.Dでは「国の(輸出)リスク評価手順には、第7条1項(a)及び(b)、第7条4項の基準が全て入っていますか」と聞いてはいる。¹⁷45の締約国がこの質問に「はい」と答えたか、他の情報を記載して、そうであることを示唆している¹⁷。

ATT-BAPの質問7.C.iiは、武器の移転を許可する前に「ジェンダーに基づく暴力行為」について考慮しているか、明確に尋ねている。これには、63か国のうち51か国が、「はい」と回答した(ただしこれにはATTの非締約国を含む)。

CSP5において、各国の事例を共有し合い、第7条4項の実施を促進していくべき、というGBVとジェンダーに関する議長の決定草案が出された際には、大多数国が賛同したものの、ベルギーと南アフリカは、各国のやり方を調査する既存の取り組みや「他のフォーラム」で進められている「ジェンダーについての補足と探求」との「重複」は避けるべきであると述べた(Belgium, 2019; South Africa, 2019)。とは言え、国の武器移転管理制度の中で第7条4項をどのように実施しているのか、その詳細を述べたのは、カナダとドイツだけだった¹⁸。ドイツは、CSP5に対する書面の声明の中で、「EU共通の立場基準2を行使する」ことで第7条4項を実施していると述べた(Germany, 2019)¹⁹。一方カナダは第7条1項、第7条4項に書かれたATTのリスク評価基準が、改正されたカナダの輸出入許可法に反映されている、と初回報告書に記している(Canada, 2020)。この改定法で、カナダは、重大なGBV行為や女性と児童に対する暴力行為を評価する基準を作成した。これはATT第7条1項の基準と同等に扱われ、重大なGBV

行為やその助長に繋がるような武器の輸出や仲介許可を出してはならないと定めている(Canada, 2019, paras. 7.3, 7.4; 2020, 3.1)。カナダの場合、第7条4項を輸出許可の評価だけでなく、仲介に対しても適用している点は、特筆すべきである。

重要情報保持者インタビューから知り得た現行の実施方法

本研究チームは、10の武器貿易条約締約国の代表者にインタビュー調査を行い、第7条4項の実施方法と、その課題を明らかにした。これら10か国は、通常兵器と小型武器の輸出、地理的配分、ATTにかかわるGBV課題への対応経験、インタビューに応じる代表者の有無²⁰など、いくつかの基準で選定した。一か国の代表者は2度インタビューを受けたため、10か国の代表者に計11回の重要情報保持者インタビュー(KII)を実施することとなった。本調査報告書では、インタビューを受けた人はすべて匿名化している。KIIでは以下の内容について聞き取りを行った：

- 第7条4項を実施するために国の移転管理システムに施した変更
- 第7条4項のリスク評価ガイドラインとリスク軽減措置
- 第7条4項のリスク評価の情報源、そして
- 第7条4項の特に小型武器への適用について

第7条4項を実施するために国の移転管理システムに施した変更

KIIの目的の一つは、ATTを実施するにあたり、締約国が既存の制度で十分に第7条に対応できると判断しているのか、あるいは既存の手順に変更が必要なのかを、把握することにあった。回答の中で、10人の回答者のうち一人がGBVは「新しい概念」であり、自国の輸出許可者がこれを理解するよう、複数のセミナーを開催しただけでなく、「市民社会を招待して、彼らの考えるGBVの概念についてシェアしてもらった」(KII 4)と述べている。別の回答者は、自国の輸出許可者はGBVを性的暴力だけに限定して理解していることが多く、GBVの概念が狭義に解釈されると述べた。この回答者はまた、GBVについてより良く解説した解説書があ

ると役立つと述べている(KII 10)。回答国のうち、第7条4項における義務を果たすために使っている「ジェンダーに基づく重大な暴力行為又は女性及び児童に対する重大な暴力行為」の定義を回答したのは1か国だけである。この定義は、ATT第6条と7条に関するWGETI準作業部会へのインプットと関連して作られたもので、リスク評価の目的で使用されている。

「第7条4項のジェンダーに基づく重大な暴力行為又は女性及び児童に対する重大な暴力とは、ジェンダーアイデンティティ、ジェンダー表現、または見目のジェンダーに基づいて個人に対して行われる暴力(を含む)(KII 9)。」

2か国が、リスク評価のために重大なGBV行為を対象とする基準を別途設けることを検討していると回答した

(KII 7; KII 10)。KII実施時点ではどちらの国もGBVの定義や、リスク評価のガイドラインを持っておらず、GBVとの関連を理由に武器の輸出を許可しなかった例もなかった。しかしながら、回答者のうち一方は「適切なリスク評価ができるよう、特定の基準の策定に取り組むことが非常に望ましい」と述べている(KII 10)。もう一方は、「国内法でGBVを定義する単独の基準を設ける準備を行っている」と述べた(KII 7)。さらにある回答者は、「第6条や第7条1項には当てはまらない(つまり紛争状態にない)が第7条4項には当てはまると判断できる具体的なGBV事例の証拠を知りたい」と述べている(KII 11)。

回答国でEUに加盟している国は、自国の移転許可制度は第7条4項に合わせて変更していないと表明し、EU共通の立場で提唱されている方法に言及した(CoEU, 2019)。この方法では、基準2に基づき、重大なGBV行為又は

その助長に使われるリスクは、最終目的国における人権法と国際人道法の尊重の度合いを判断する際に考慮に入れることを推奨している(注釈19も参照)(CoEU, 2019, p. 54)。いくつかのEU加盟国では、こうしたリスク評価を仲介や通過/積替えの許可においても行っている。EU共通の立場は「EUの人権法と国際人道法の遵守の理解では、ATT第7条4項にある行為も全て含まれる」としている(CoEU, 2019, p. 54)。よって、これらの国は、ATT第7条1項の規定と合わせて第7条4項は実施されると解釈している。ある回答者はこう説明した。

「実務者として言えば、国際人権法/国際人道法違反にあたると思えばリスク評価はそこで終了します。その詳細まで確認して条約のどの条項に当てはまるかまで明らかにする必要はありません(KII 11)。」



ジェンダーに基づく暴力、特に女性嫌悪殺人抗議する「無言の行進」を行う人々(ニカラグアのマナグアにて2017年8月24日撮影)
出典:INTI OCON/AFP

結果として、これらのATT締約国は、第7条4項に記された状況に該当するという理由で輸出が許可されなかった、近年の具体的な事例を挙げるのができなかった。EU加盟国は、EU共通の立場の基準に基づいて輸出を許可しなかった場合、その理由についての情報を共有している。現行の不許可通知システムでは、ATT第7条4項に該当するという理由であったかどうかは示されない。しかし、EU加盟国のKII回答者の中には、この問題に対処する新しい手法が採用できないか検討することに、興味を示した人も何人かいた。

第7条4項のリスク評価ガイドラインとリスク軽減措置

回答者のうち1名だけ、自国の政府が国際人道法及び国際人権法違反のリスク評価とは別に、GBVのリスクを評価する具体的なガイドラインを持つと回答した。他の回答者の回答は、次の発言に要約される。

「評価は輸出しようとする特定の物品に対して行うもので、つまりそれを使って重大なGBV行為が行われる、またはそれが助長されるリスクがあるかどうかを評価するものである。(輸入品の)受領国政府がどう行動するのか／しないのが重要である(KII 4)。」

別の国の回答者は、自国政府がNGOに「紛争中でない国のGBVリスクのチェックリストの作成」を委任し、「これは(国としての)現在の国内慣行を超えて探索している作業である」と説明した(KII 11)。

国内法で重大なGBVのリスクを評価する独立した基準を定めている国の回答者は、市民社会と業界関係者との公開協議を経て、この改正が行われたことを強調した(KII 9)。さらに、輸出品が重大なGBV行為またはその助長に用いられるリスクを評価する輸出許可者を対象に、その分野の専門家による「厳しいトレーニング」が行われたという。この国のリスク評価は、その一環として、GBV関連のリスクについての具体的な質問を行うことを求めている。その際、「当該取引によるGBVのリスクを判断する」ために、国家政府機関全体からの「信用できる情報源」を利用することができるという(KII 9)。これらの質問は、その国のリスク評価表のGBVに関する独立したセクションに記載されている。

輸出した武器が重大なGBV行為またはその助長に使われるリスクを軽減

するための具体的な措置について述べた回答者はいなかった。回答者の中には、軽減策を取ることにそもそも懐疑的な人も、複数いた。例えば、情勢の不安定な国や紛争の影響を受けている国々での、治安部隊による重大なGBV行為への対応を考えた場合(コラム 2 参照)、KIIの回答者は、これらを犯罪として系統的に発見し、捜査し、起訴し、結果有罪とするには、中長期的なアプローチが必要であると感じていた。立法は名目的な指標に過ぎず、有罪判決率があつて初めて、その法が施行されていると言えるのである。よって、このような情報は、国レベルの状況を示すデータの一つにすぎず、特定の移転に関するリスク軽減策にはならない。

ある回答者は、あるEU加盟国が使用する最終使用者証明書テンプレートでは、輸出品が重大なGBV行為またはその助長に使われることはないことを明確に証明しているはずだと述べたが(KII 11)、本研究チームはその国を特定できていない。

第7条4項のリスク評価の情報源

全ての回答者が、大使館と在外公館、並びに様々な政府機関を、リスク評価の情報源に挙げた。回答者は少なくとも税関・国防・外務・諜報・法執行・貿易にかかわる省庁や政府機関を、リスク評価全般、そして特に紛争関連と人権事例の主な情報源に挙げた。

ある国の回答者は、第7条4項により国の輸出管理機関の評価能力が向上したと述べた(KII 4; KII 5)。別の国の回答者は、国の輸出管理機関と「外務省内で人権尊重、女性と児童の尊重、軍縮、核不拡散の評価を担当する部署」が情報交換を行うようになった、と述べた(KII 6)。

この情報交換により、武器輸出によって特にリスクがある国を特定できたという。この「リスクのある国」のリストは4カ月に一度更新される²²。リストに掲載されている国それぞれについて、政府の情報源からだけでなく、国際的なパートナー、一般公開情報、研究機関からの情報も含まれる。リスクのある国への武器輸出許可申請が入ると、大使館と、EUの通常兵器輸出作業部会など、国際的な情報交換機能の両方に、情報があるかどうか問い合わせをする。回答者は、この方法で正確で信ぴょう性の高い情報が得られると述べているが、全ての関連情報を集めるのにかなりの時間を要することもあつたと付け加えた(KII 6)。

GBVリスク評価の情報源としてWGETIの推奨するもののうち、唯一全ての回答者が挙げたのがNGOの報告書である。主にアムネスティ・インターナショナルとヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)が人権のモニタリング全般に対してだけでなく、GBVのリスク評価にも使える信頼できる情報源として挙げられた。ある回答者は国連ミッションの報告書に「役立つ情報がないか定期的に確認している」と述べ(KII 7)、別の回答者は国連文書の中から必要な情報を見つけ出すには膨大な時間がかかると強調した上で、それでもそうした資料は

「申請を却下し時に示した他の証拠では企業が納得しない場合、つまり、却下したことについて訴訟になった場合、国連報告書にある情報のような「確固たる」証拠が必要となり、有効である(KII 1)。」

別の回答者は、機密情報からは輸出許可を判断するための有益な詳細情報が得られる一方、その決定を大臣が法廷で弁護する必要がある際には、信頼できる一般公開情報が大変役に立つと述べた(KII 9)。すなわち、回答者からすれば、輸出許可の判断に使える、関連の、信ぴょう性が高く、定期的に更新されている一般公開情報を見つけるのが主な課題だということである。

機関間協力と情報共有は、ATT第7条4項のGBV条項に関連するリスク評価に限らず、輸出リスク評価全般において重要であることは明らかである。しかし、それには時間とリソースがかかり、どちらもないことが多い。リソースが豊富にある国のKII回答者でさえ、許可申請のリスク評価の一環として、WGETIの要領に挙げられている膨大な資料を系統的に確認していくことは難しいと強調している。上述の通り、輸出された通常兵器が国際人道法又は国際人権法の重大な違反行為又はその助長に使われる可能性があるという、信ぴょう性の高い十分な情報が得られた場合、輸出許可者は、その違反行為に特にGBVが含まれるかどうかまでは確認しない。KIIの回答者はまた、標準化されていない情報をリスク評価に使うことの難しさも強調している。これには非常に時間がかかり、関連情報が得られないこともある。このため、GBVリスク評価のための信頼できる情報を標準化されたフォーマットで収集し、提示することが不可欠であると思われる。

コラム4 輸出リスク評価指標の提案: 輸入国は民間人に銃器の保有を認める前にGBVを考慮しているか

CSP5において、アルゼンチンとペルーは、自国内での武器の所有や携帯を規制する自国の制度が、民間人の銃器の保有を許可可又は不許可とする前に、どのようにしてGBVのリスクを考慮しているかを説明した。アルゼンチン(2019, p. 3) は、ジェンダーに基づく、または家族内暴力の申し立てや報告は、「規制対象品」の民間人の保有の許可判断に影響すると述べた。ペルー (2019) は、民間人の銃器保有が許可されなかった理由の多くは、申請者が女性やその家族に対して暴力を行ったことにあると述べた。アルゼンチンはまた、治安部隊の中でGBV関連の申し立てがあった要員には武器の使用を制限する措置を取っていると報告している(Argentina, 2019)。

スモール・アームズ・サーベイがイギリス連邦における民間保有規制について行った調査から、家庭内暴力で有罪になった者や、女性や児童に暴行した履歴のある民間人に対しては、銃器保有を認めないのは、アルゼンチンとペルーだけではないことが分かった(Colinas with Dungal and Holtom, 2020)。知る限り、現在そうした民間人の銃器保有に関する法的規制のある国が全て分かる情報源はない。しかし、そうした法の情報は多くの国に関して入手可能なため、銃器がGBVや重大な人権蹂躪行為に使われる可能性を減らすためのリスク評価を行う際には活用できるのではないだろうか。

第7条4項の特に小型武器への適用について

ATTは通常兵器を対象としているが²¹、KIIの回答者は、第7条4項について回答する中で、それぞれの国では管理リストにある全ての武器がリスク評価の対象となると回答した。それらの最終使用者は主に政府である。同時に、ほとんどの回答者が、輸出された小型武器が重大なGBV行為またはその助長に悪用されるリスクが高まっていると指摘した。また、小型武器は、既に人権蹂躪のリスクを評価する際に特にチェックされていることも分かった。ある回答者は下記のように回答している。

「流用が多いのは主に小型武器であり、この種の武器は人権侵害全般、そして特にジェンダーに基づく暴力によく用いられる。小型武器の流用は私的暴力や家庭内暴力を煽り、GBVに相乗効果をもたらしている(KII 6)。」

何人かの回答者は、銃器を非国家主体に輸出する際のリスク評価の難しさを挙げた。特に銃器商や民間警備会社が相手の場合である(KII 1; KII 3; KII 6; KII 7)。ある回答者は、こうした場合最終使用者が不明であるため、リスク評価に事件ベースの手法が使えず、「その国の基本情報と人権蹂躪の全般的な状況、例えば警察の人権関連記録や汚職の程度に関する情報などを利用するしかない」(KII 1)と回答した。

別の回答者は、銃器商や民間警備会社への銃器の輸出を許可する前に、「その輸入が輸入国の政府によって許可されていることを示す証拠が必要である」(KII 7)と述べた。この回答者は、もし個別の事件で銃器が「女性や児童に対する暴力に使われた場合」、それは「その国の管理体制の問題である」(KII 7)とも語った。国家が領域内で民間人に兵器を保持することを許可するリスクをどう考慮するかは、ATTの範疇ではないということだ。とは言え、輸出した銃器が紛争地外でGBV行為のために悪用される可能性を減らすために、輸出許可のリスク評価指標を提案することは条約で認められている(コラム4参照)。

最終見解

締約国の報告書と、本調査で行ったKIIから得られた実施事例から、以下の点に着目する必要があるだろう。

- ATTの、家庭内暴力や親密なパートナーによる暴力など、GBVを防止する上での有効性
- 輸出許可の判断に役立つ証拠の構築者としてGBV専門家コミュニティのメンバーを活用すること
- 輸出された通常兵器が重大なGBV行為又はその助長に使われるリスクを軽減するためのより広い視点に立った対策

家庭内・親密なパートナーによる暴力での銃器利用を防止するツールとしてのATT

現行の武器輸出管理手法では(特に銃器が銃器商に供給され、最終使用者が不明な場合)、武器を伴う家庭内暴力や親密なパートナーによる暴力を十分に防止することができない。この種のGBVは、輸入国が自国の輸入管理制度及び民間人の銃器保有規制で防止するのが最も望ましい。

これはATTの中心的な課題ではないが、輸出リスク評価に第7条4項で最低限求められていること以上を望む場合の追加評価指標となり得る。例えば、家庭内暴力と親密なパートナーへの暴力の履歴がある者に輸入された武器が渡らないようにするためには、輸出リスク評価に、輸入国がそうした暴力を防止又は軽減するための法律、規制、行政手続きを持っているかについての情報を含めることが役に立つだろう。現在、どの国がそのような対策を持っているか分かる国際的なデータベースは存在しないが、研究機関、市民団体や大使館は、これに取り組むことができるはずだ。また、これらの組織はそのような法的措置や手続きが実際に十分に機能しているかどうかについても、情報を提供することができるのではないか。どの組織がこの情報を提供するにせよ、情報は標準化し、リスク評価を行う者が容易に入手できるようにすべきである。

しかし、GBV歴のある市民に合法的に銃器を保有させない国の対策について、締約国が情報共有できるようなフォーラムは、ATTでも継続して提供できるであろう。

輸出許可の判断に役立つ証拠の構築者としてGBV専門家コミュニティのメンバーを活用する

現状の証拠基盤の限界を克服するため、現場のGBV専門家と輸出許可機関との対話が必要である。対話により、輸出許可機関がGBVの概念や背景などの有用な情報が得られるだけでなく、GBVの専門家も武器輸出許可の判断にどのような情報が必要なのかをより良く理解でき、ひいては輸出された通常兵器がGBVに利用されるのを防止することに役立つ。

本調査は、「武器の情報」をGBVIMSなど既存のGBVモニタリングツールに入れるのを検討することを提案する(コラム3参照)。このツールに

は既に加害被疑者の主な職業についてカスタマイズ可能な質問があり、「警察」「国軍」「非国家武装集団／反政府勢力」「民兵」「治安部隊」の個別カテゴリーもある。「事件の詳細」に、武器が使われたかその場にあったかどうか、そして武器の種類の簡易な分類(拳銃、ライフル、山刀、包丁など)を加えれば、非常に参考になる。ATT第2条1項に規定された他の軍用品や武器で、GBVを助長するのに使い得る(例えば装甲車)も含めることができる。もちろん、GBVをモニタリングする他のツールについても、同様の検討が可能である。重要なのは、データ収集のプロセスを系統的な手法で行うこと、そして結果をリスク評価に使えるよう、標準化し、容易に入手できる形で情報を提供することである。

輸出された通常兵器が重大なGBV行為又はその助長に使われるリスクを軽減する

本調査から、輸出された武器がGBVを含む国際人道法・国際人権法違反行為に使用されるリスクを軽減する措置の効果には、全体的に懐疑的な意見が多いことがわかった。しかし、ATT締約国の多くが、その初回報告書と締約国会議の声明の中で、第7条の適用には最終使用者証明書(EUC)が有効な「リスク軽減策」であると述べている。これについて、「軍需品」の政府系最終使用者への輸出で用いるスイスのEUCでは、最終使用者は「これらの物品が攻撃的な方法で民間人に対して使われることはない」と証明しなければならないため、第7条4項も黙示的に包むと言えるかもしれない(Switzerland, 2020)22。しかし、具体的にどのような措置を講じてそのリスクを防止するのか(例えば流用の防止など)まで求めることが有効かどうかとも検討しても良いかもしれない。

上述の通り²³、ある締約国は輸出された通常兵器が重大なGBV行為やその助長に使われることはない、と明示的に保証させることを検討しているようだ。これは、国連軍縮研究所が最終使用者の管理について行った調査の中で述べていること、つまりATT締約国は「受領者が輸入品を(中略)ATT第6条および第7条に従って使用することを保証することを求めているかどうか」という内容と一致する(Holtom, Giezendanner, and Shiotani, 2015, p. 96)。このリスク軽減措置は、輸入国で活動するNGOや他機関から最終用途条項に反しているという証拠が提示された場合に、それに輸出国側が対応

して行動できるならば、最も効果が高いだろう。

しかしながら、この論点については様々な意見があることから、軽減措置の特定とフォローアップについては、国家と市民社会も交えた議論など、さらなるステップが必要であろう。

結論

本調査、ATTモニタリング報告書2019年版(Control Arms Secretariat, 2019, p. 28)、および他の公開フォーラムにおいて、輸入国での重大なGBV行為を根拠に輸出を却下したいという情報を提供した締約国は無い。ただし、GBV行為が国際人道法又は国際人権法違反とみなされて輸出が却下された可能性はある。さらに、輸出国は武器を使ったGBVが広く行われているアクターを含む、国連の武器禁輸の対象となっている組織への武器移転を許可することはない。今後は、却下の情報の提供方法を見直す国が出てくるかもしれない。例えば、カナダはGBVを理由に許可しない事例にまで報告対象を広げる可能性を示唆した。他のATT締約国がこれに追随する可能性もありそうだ。

第7条4項の実施に関する議論と、流用の情報交換フォーラムを設立するという決定(ATT Secretariat, 2020, para. 40)からすると、輸出の不許可を報告する同様のフォーラムの設立も考えられる(Holtom and Bromley, 2011, p. 37)。そのようなフォーラムがあれば、ATT締約国は第7条4項に基づく輸出申請の却下だけでなく、より広範に第6条と第7条の実施について、情報を共有できるだろう。

本調査のインタビューに応じたATT締約国の代表者のほとんどが、第7条4項は比較的狭義に解釈し、第7条1項に列記された犯罪、特に国際人道法及び国際人権法違反に限定した解釈をしていると述べている。一方でいくつかの市民団体は、第7条4項にはあらゆる種類のGBVが含まれるとみなしている。この両極にあって、幾つかの回答国は既存の輸出管理の枠組みに第7条4項のための追加の基準を設けることを検討しているが、この基準が国際人道法・国際人権法違反に関する既存の基準とどう異なるかは、明確ではない。このため、締約国の現行の移転リスク評価制度や、この政府ツールが出せる結果機能の限界と、この政府ツールによってGBV報告やその疑いが多い国への武器の流出を阻止したい市民団体との間には、「期待のギャップ」があるようだ。

ATTは国際的な武器取引とGBVを関連づけた初めての法的拘束力を持つ条約である。この2つを関連付けたことには大きな意味があるものの、問題はほとんどこれが実務に生かされていないことだ。武器輸出許可者は、彼らの理解では、輸出申請を却下するようなGBVの種類は、すべて国際人道法又は国際人権法違反で既に網羅されているはずだと述べている。さらに、不許可とするために必要な証拠基盤(具体的には個別のGBV行為、加害者、使用された輸出武器)は不足しており、GBVはそもそも報告されないことが非常に多い。このため、ATT締約国とその輸出許可者も手詰まりのようだ。しかしながら、重大なGBV行為の背景をより明確にするために、GBV事件の報告頻度やその質を向上させ、ATTのフォーラムをベストプラクティスの共有に活用するようになれば、締約国が第7条4項のGBV条項をよりうまく利用することができ、ひいてはこの条項が意図すること、すなわち人の苦しみの軽減に繋がるだろう。●

略語

ATT 武器貿易条約
ATT-BAP ATTベースライン評価プロジェクト
CEDAW 女子差別撤廃委員会
CSP 締約国会議
EUC 最終使用者証明書
GBV ジェンダーに基づく暴力
GBVIMS ジェンダーに基づく暴力の情報管理システム
HRW ヒューマン・ライツ・ウォッチ
IASC 機関間常設委員会
ICRC 赤十字国際委員会
IHRC ハーバード大学法科大学院国際人権クリニック
KII 重要情報保持者インタビュー
NGO 非政府組織
WGETI 効果的な条約導入のための作業部会
WILPF 婦人国際平和自由連盟

注釈

- 1 ATTの全文は国連総会(2013)参照。
- 2 これらの犯罪の一因となり得るかどうかに言及する第7条4項と対比的。下記参照。
- 3 下記「ジェンダーに基づく『重大な』暴力行為を理解する」と題した項に第6条と第7条に含まれるGBV犯罪の種類を例示している。
- 4 IASCは人道支援を強化するために、国連と国連外の人道パートナーによって1991年に立ち上げられたフォーラム。
- 5 目的の一つに「通常兵器の国際貿易を規制し、又はその規制を改善するための可能

- な最高水準の国際的基準を確立すること」とある(UNGA, 2013, art. 1)。
- 6 第7条2項に「輸出を行う締約国は、1(a)又は(b)の規定において特定されるリスクを軽減するために実施され得る措置、例えば信頼の醸成のための措置、又は輸出国を行う国及び輸入を行う国が共同で作成し、合意した計画があるか否かを検討する」とある(UNGA, 2013, art. 7)。
- 7 一定の制約はあるものの、第8条1項では輸入を行う締約国は、輸出を行う締約国が輸出評価を行うことを支援するため「適切な、及び関連する情報が提供されることを確保するための措置をとる」ことを義務付けている(UNGA, 2013, art. 8(1))。
- 8 このように推奨される資料には、例えばCEDAW、武器禁輸に関する国連専門家パネル、国連の国別ミッションなどによる報告書、赤十字国際委員会の性的暴力に関する報告書、WILPFのGBVやATTに関する報告書、アムネスティ・インターナショナルやコントロール・アームズの報告書などがある。
- 9 具体例は国連人権高等弁務官 (n.d.)参照。
- 10 WILPF (2016, pp. 22–23) に記載されているような時間的制約や、KIIの回答者9とのフォローアップのやりとりで挙げられたような予算の制約、などがある。
- 11 この点については、スモール・アームズ・サーベイの世界の暴力による死者データベースは、手始めに銃器によるものを含む男女別の暴力による死者数と傾向を把握するのに役に立つかもしれない(Small Arms Survey, n.d.)。
- 12 バングラデシュ、ブルンジ、カメルーン、チャド、中央アフリカ共和国、コロンビア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、エチオピア、ギリシャ、ギニア、ハイチ、イラク、ヨルダン、ケニア、レバノン、リベリア、リビア、マリ、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、シエラレオネ、南スーダン、タンザニア、タイ、トルコ(シリアへの越境支援関連)、およびウガンダである(GBVIMS, n.d.c)。
- 13 GBVIMSは国際救済委員会、国連難民高等弁務官事務所、国連人口基金、ユニセフ、そして国際医療団の代表者による運営委員会が監督する機関間イニシアチブである。
- 14 例えば国連総会 (2015, p. 9; 2019, para. 53)
- 15 親密なパートナーによる暴力や家庭内暴力が女性への暴力の大部分を占めているとされるにもかかわらず、調査した書類ではほとんどそれらについて触れていなかった。(UNODC, 2019)。
- 16 ATT-BAPは条約の義務付ける内容について明確な指針を示し、締約国の実施能力についてベースライン評価をしようとするものである。詳細はATT-BAP参照 (n.d.)。
- 17 2020年10月30日時点で、ATT事務局はウェブサイトで77件の初回報告書の受領を報告しており、うち62件がウェブサイトで一般公開されている(ATT Secretariat, n.d.)。
- 18 第6回締約国会議へのニュージーランドの書面による声明は「条約の締約国は通常の輸出管理の意思決定プロセスの中で、ジェンダーに基づく暴力のいかなるリスクについても評価すべきである」と強調しているが、どのようにその評価をするのか、詳しくは述べていない(New Zealand, 2019)。

- 19 EU共通の立場の基準2によれば、EU加盟国は「国際人権文書や国際人道法の掲げる関連原則に対する輸入国の態度」を評価し、輸出品が「国内の弾圧に使用されたり」「国際人道法の重大な違反に使用されたりする」「明確なリスク」がある場合には輸出を許可してはならず、「国連、EU、または欧州評議会の管轄機関が深刻な人権侵害があると確立した国(中略)への輸出許可を判断する場合には、特に注意と警戒を怠ってはならない」とある (CoEU, 2019)。
- 20 参加国は西欧5か国、アジア2か国、東欧2か国、そして南北アメリカ1か国。これらの締約国からは、回答が匿名であることを条件にインタビューに参加してもらった。
- 21 第2条に「この条約は、次の区分の全ての通常兵器について適用する。(a) 戦車 (b) 装甲戦闘車両 (c) 大口徑火砲システム (d) 戦闘用航空機 (e) 攻撃ヘリコプター (f) 軍艦 (g) ミサイル及びその発射装置 (h) 小型武器及び軽兵器」とある (UNGA, 2013, art. 2)。
- 22 この手法は許可を得た政府系最終使用者に対して使用するものであり、民間最終使用者に対して使用するものではない。
- 23 「第7条4項のリスク評価ガイドラインとリスク軽減措置」と題した節の末尾

参考文献

- Acheson, Ray and Mia Gandenberge. 2015. Gender-based Violence and the Arms Trade Treaty. Geneva: WILPF.
- Alvazzi del Frate, Anna, Gergely Hideg, and Emile LeBrun. 2020. Gender Counts: Assessing Global Armed Violence Datasets for Gender Relevance. Briefing Paper. Geneva: Small Arms Survey. March.
- Argentina. 2019. 'Intervención delegación Argentina, Embajador Carlos Foradori: discusión tematica sobre género y violencia basada en el género: V conferencia de estados partes del tratado de comercio de armas, item 4 agenda, lunes 26 de agosto (mañana).'
- . n.d. Registro, sistematización y seguimiento de femicidios y homicidios agravados por el género—2019. Buenos Aires: Ministry of Justice and Human Rights.
- ATT-BAP (Arms Trade Treaty-Baseline Assessment Project). n.d. Homepage.
- ATT (Arms Trade Treaty) Secretariat. 2019a. ATT Working Group on Effective Treaty Implementation: Chair's Draft Report to CSP5. ATT/CSP5.WGETI/2019/CHAIR/529/Conf. Rep of 26 July.
- . 2019b. Final Report of the Fifth Conference of States Parties to the Arms Trade Treaty. ATT/CSP5/2019/SEC/536/Conf.FinRep.Rev1 of 30 August.
- . 2020. Final Report. ATT/CSP6/2020/SEC/635/Conf.FinRep.Rev1 of 21 August.
- . n.d. 'Initial Reports.' Accessed 30 October 2020.
- Belgium. 2019. 'Belgium: Agenda Item 6: Treaty Implementation: Arms Trade Treaty Fifth Conference of States Parties (Geneva, 26–30 August 2019).'
- Canada. 2019. Export and Import Permits Act (R.S.C., 1985, c. E-19).
- . 2020. The Arms Trade Treaty: Reporting Template: Initial Report on Measures Undertaken to Implement the Arms Trade Treaty, in Accordance with Article 13(1).
- CEDAW Committee (Committee on the Elimination of Discrimination against Women). 1992. 'General Recommendation No. 19: Violence Against Women.'
- Clapham, Andrew, et al. 2016. The Arms Trade Treaty: A Commentary. Oxford: Oxford University Press.
- CoEU (Council of the European Union). 2019. User's Guide to Council Common Position 2008/944/CFSP (as Amended by Council Decision (CFSP) 2019/1560) Defining Common Rules Governing the Control of Exports of Military Technology and Equipment. 12189/19 of 16 September.
- Colinas, Boris, with Emilia Dungal and Paul Holtom. 2020. 'Gendered Firearms Regulations: Assessing the Risk of Gender-based Violence during Firearms Licence Applications.' Small Arms Survey Blog. 2 April.
- Control Arms. 2019. 'The First Training on the Implementation of the GBV Criteria Takes Place Eastern Europe.' 20 May.
- Control Arms Secretariat. 2018. How to Use the Arms Trade Treaty to Address Gender-based Violence. Control Arms Practical Guide. New York: Control Arms Secretariat. August.
- . 2019. ATT Monitor Report 2019. New York: Control Arms Secretariat.
- and IHRC (International Human Rights Clinic). 2019. Interpreting the Arms Trade Treaty: International Human Rights Law and Gender-based Violence in Article 7 Risk Assessments. April.
- Fabre, Anne-Séverine, Gian Giezendanner, and Paul Holtom. 2021. Arms Export Risk Assessments for Gender-based Violence and Violence against Women and Children: How Do States Parties Implement Article 7(4) of the Arms Trade Treaty? Unpublished background paper. Geneva: Small Arms Survey.
- GBVIMS (Gender-Based Violence Information Management System). 2010. 'Overview of the Gender Based Violence Information Management System (GBVIMS).'
- . n.d.a. 'GBVIMS Benefits and Limitations.'
- . n.d.b. 'GBVIMS Toolkit: A Snapshot.'
- . n.d.c. 'Where is the GBVIMS?'
- Germany. 2019. 'German Statement on Sexual and Gender-based Violence: Geneva, 26 August 2019.'
- Holtom, Paul and Mark Bromley. 2011. Implementing an Arms Trade Treaty: Lessons on Reporting and Monitoring from Existing Mechanisms.

- Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI) Policy Paper 28. Stockholm: SIPRI. July.
- Holtom, Paul, Hardy Giezendanner, and Himayu Shiotani. 2015. Examining Options to Enhance Common Understanding and Strengthen End User and End User Control Systems to Address Conventional Arms Diversion. Geneva: UN Institute for Disarmament Research Resources.
- Honduras. 2020. National Report Submitted in Accordance with Paragraph 5 of the Annex to Human Rights Council Resolution 16/21*Honduras. A/HRC/WG.6/36/HND/1 of 5 February.
- HRW (Human Rights Watch). 2017. 'They Said We Are Their Slaves': Sexual Violence by Armed Groups in the Central African Republic.
- IASC (Inter-Agency Standing Committee). 2015. Guidelines for Integrating Gender-based Violence Interventions in Humanitarian Action: Reducing Risk, Promoting Resilience and Aiding Recovery.
- ICC (International Criminal Court). 2011. Rome Statute of the International Criminal Court. The Hague: ICC.
- ICRC (International Committee of the Red Cross). 2012. 'What Are "Serious Violations of International Humanitarian Law"?' Explanatory Note.
- . 2017. Understanding the Arms Trade Treaty from a Humanitarian Perspective. Geneva: ICRC. September.
- . 2019. International Humanitarian Law and Gender-based Violence in the Context of the Arms Trade Treaty. April.
- . n.d. Geneva Conventions of 12 August 1949 and Additional Protocols, and Their Commentaries.
- Jamaica. 2020. National Report Submitted in Accordance with Paragraph 5 of the Annex to Human Rights Council Resolution 16/21. A/HRC/WG.6/36/JAM/1 of 18 August.
- Netherlands. 2019. 'Statement of the Netherlands Delivered by Sabine Visser, Deputy Coordinator Division Arms Export Controls, Ministry of Foreign Affairs of the Kingdom of the Netherlands at Fifth Conference of States Parties to the Arms Trade Treaty Thematic Discussion on Gender and Gender-based Violence'. Geneva, 26 August.
- New Zealand. 2019. 'Statement by H.E. Dell Higgie Ambassador for Disarmament: Fifth Conference of States Parties to the Arms Trade Treaty: Thematic Discussion on Gender and Gender-based Violence, 26 September 2019'.
- OHCHR (Office of the High Commissioner for Human Rights). n.d. UN Treaty Body Database: CEDAW. Accessed 25 January 2022.
- Peru. 2019. Quinta Conferencia de los Estados Parte del Tratado sobre el Comercio de Armas (TCA): Intervención del Perú, Punto de la agenda 5 (General Debate), 26 de agosto de 2019.
- Sassòli, Marco. 2007. 'Lus ad bellum and lus in bello: The Separation between the Legality of the Use of Force and Humanitarian Rules to Be Respected in Warfare: Crucial or Outdated?' In Michael N. Schmitt and Jelena Pejic, eds. International Law and Armed Conflict: Exploring the Faultlines: Essays in Honour of Yoram Dinstein. Leiden: M. Nijhoff, pp. 241–64.
- Serrano, Lorraine Andaya. 2019. Integrating Gender in Project Design and Monitoring for the Security and Justice Sector. Gender and Security Toolkit: Tool 15. Geneva: DCAF, OSCE/ODIHR, and UN Women.
- Shaw, Margaret. 2013. 'Too Close to Home: Guns and Intimate Partner Violence.' In Small Arms Survey. Small Arms Survey 2013: Everyday Dangers. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 16–45.
- Small Arms Survey. n.d. Global Violent Deaths (GDV). Database. Accessed 18 June 2020.
- South Africa. 2019. 'South African Statement to the Fifth Conference of States Parties to the Arms Trade Treaty: 26 August 2019: Thematic Discussion on Gender and Gender-based Violence.'
- Spanish General Council of the Judiciary. n.d. Spanish Observatory on Domestic Violence.
- Stimson Center. n.d. 'Central and Eastern European Training on Gender-based Violence and the Arms Trade Treaty.'
- and IHRC (International Human Rights Clinic). 2021. The Arms Trade Treaty's Gender-based Violence Risk Assessment: A Questionnaire for Information Sources. February.
- Switzerland. 2020. End-use Certificate for War Material for Presentation to the Export Control Authorities of the Swiss Confederation. State Secretariat for Economic Affairs.
- UNGA (United Nations General Assembly). 1979. Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women. 18 December.
- . 2013. Arms Trade Treaty. 'Certified True Copy (XXVI-8).' Adopted 2 April. In force 24 December 2014.
- . 2015. Report of the Special Rapporteur on Violence Against Women, Its Causes and Consequences, Rashida Manjoo. A/HRC/29/27/Add.1 of 31 March.
- . 2019. Human Rights Situation in the Central African Republic: Report of the Independent Expert on the Situation of Human Rights in the Central African Republic. A/HRC/42/61 of 9 August.
- . 2020. Detailed Findings of the Independent International Fact-finding Mission on the Bolivarian Republic of Venezuela. A/HRC/45/CRP.11 of 15 September.
- UNHCHR (UN High Commissioner for Human Rights). 2011. Discriminatory Laws and Practices and Acts of Violence against Individuals Based on Their Sexual Orientation and Gender Identity: Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights. A/HRC/19/41 of 17 November.
- UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees). 2011. Action against Sexual and Gender-based Violence: An Updated Strategy. Geneva: UNHCR. June.
- UNODC (United Nations Office on Drugs and Crime). 2019. Global Study on Homicide 2019: Gender-related Killing of Women and Girls. Vienna: UNODC.
- UNSC (United Nations Security Council). 2018. Letter Dated 14 December 2018 from the Panel of Experts on the Central African Republic Established Pursuant to Resolution 2399 (2018) Addressed to the President of the Security Council. S/2018/1119 of 14 December.
- . 2019. Letter Dated 6 August 2019 from the Panel of Experts Established Pursuant to Resolution 2374 (2017) on Mali Addressed to the President of the Security Council. S/2019/636 of 7 August.
- . 2020. Letter Dated 2 June 2020 from the Group of Experts on the Democratic Republic of the Congo Addressed to the President of the Security Council. S/2020/482 of 2 June.
- UN Women. 2016. Global Database on Violence against Women.
- . n.d. 'Virtual Knowledge Centre to End Violence against Women and Girls.'
- Vestner, Tobias. 2019. Prohibitions and Export Assessment: Tracking Implementation of the Arms Trade Treaty. Geneva Paper 23/19. Geneva: Geneva Centre for Security Policy. March.
- WHO (World Health Organization). 2012. 'Understanding and Addressing Violence against Women.' Femicide Information Sheet. WHO/RHR/12.38. Geneva: WHO.
- WILPF (Women's International League for Peace and Freedom). 2013. Promoting Gender Equality in the Implementation of the UN Arms Trade Treaty. Geneva: WILPF.
- . 2016. Preventing Gender-based Violence through Arms Control: Tools and Guidelines to Implement the Arms Trade Treaty and UN Programme of Action. Geneva: WILPF. April.
- . 2019. National and Local Perspectives on Preventing Gender-based Violence through Arms Control: Gender and Armed Violence: A Look at the Situation in Cameroon. Geneva: WILPF. May.
- . 2020. Gender and Disarmament Database.

スモール・アームズ・サーベイについて

スモール・アームズ・サーベイは小型武器および武器を用いた暴力に関して、中立的かつエビデンスに基づく、政策に関連する情報を提供する国際的な研究拠点である。小型武器と武器を用いた暴力の問題についての知見、情報、分析の主な国際的情報源として、政府、政策立案者、研究者や市民社会に対してリソースを提供している。スイスのジュネーブに拠点を置き、国際開発研究大学院の提携プログラムである。安全保障学、政治学、法学、経済学、開発学、社会学、および犯罪学の専門知識を持つ国際スタッフが在籍しており、50か国以上の研究者、パートナー機関、NGO、政府などのネットワークと協働している。

詳しくは、こちら：www.smallarmssurvey.org。

連絡先

Small Arms Survey
Maison de la Paix
Chemin Eugène-Rigot 2E
1202 Geneva
Switzerland

t +41 22 908 5777

f +41 22 732 2738

e info@smallarmssurvey.org

スモール・アームズ・サーベイをフォロー

 www.facebook.com/SmallArmsSurvey

 www.twitter.com/SmallArmsSurvey

 www.smallarmssurvey.org/multimedia



本書はスイス政府の資金援助を受けてスモール・アームズ・サーベイが発行したものです。



Schweizerische Eidgenossenschaft
Confédération suisse
Confederazione Svizzera
Confederaziun svizra